

人 事 院 事 務 総 長

「定年制度の運用について」の一部改正について（通知）

「定年制度の運用について（令和 4 年 2 月 1 8 日給生一 1 5）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 5 規則附則関係 1 ～ 3 （略） 4 規則附則別表の 2 の項職員の 欄中「研究所、試験所等の副所 長（これに相当する職員を含 む。）で人事院が定めるもの」 は、次に掲げる職員とする。	第 5 規則附則関係 1 ～ 3 （略） 4 規則附則別表の 2 の項職員の 欄中「研究所、試験所等の副所 長（これに相当する職員を含 む。）で人事院が定めるもの」 は、次に掲げる職員とする。

以 上